7 川 監 公 第 1 1 号 令和 7 年 1 0 月 3 1 日

監査の結果の報告に基づく措置について (公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、 令和7年3月25日付け7川監公第4号で公表した監査の結果の報告に基づき、 川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕

同 川上善行

同 雨 笠 裕 治

同 浜田昌利

7川総コ第91号 令和7年9月30日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様

同 川上善行様

同 浜田昌利様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、 令和7年3月25日付け7川監報第2号で報告の提出がありました令和6年度 第2回定期(財務)監査・行政監査及び定期(工事)監査の結果について、次 のとおり措置を講じましたので通知します。

- 1 令和6年度第2回定期(財務)監査・行政監査の結果に対する措置状況
- (1) 定期(財務) 監査

ア 調定手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市病院局会計規程(平成17年川崎市病院局規程第36号)第17条第1項によると、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票及び調定伺書を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、決裁を受けなければならないとされている。また、同条第2項によると、第1項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用するとされている。

未収金に係る調定についてみたところ、誤調定を更正していなかった 事例があった。

規程に基づき、調定手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、課内職員に周知徹底するとと もに、誤調定の経緯及び処理状況を調査し、調定の更正を実施しました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(病院局川崎病院事務局庶務課、同医事課)

イ 納付金の請求を適正に行うべきもの

「指摘の要旨〕

計量法(平成4年法律第51号)第16条第1項第3号によると、検 定証印等の有効期間を経過した特定計量器は、取引における計量に使用 してはならないとされている。

収入事務についてみたところ、検定証印等の有効期間を経過した特定 計量器を使用して、納付金を請求していた事例があった。 法律に基づき、納付金の請求を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、法律に基づき、特定計量器の更新が行われたことを確認しました。

また、再発防止のため、設置事業者に対して特定計量器の適切な確認 を行うよう指示し、台帳による管理を行うこととしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課)

ウ 戻入未済に係る調定手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第159条によると、 歳出の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させるときは、収入の手続 の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならないとされ ている。また、第160条によると、前条の規定による戻入金で出納閉 鎖後に係るものは、これを現年度の歳入としなければならないとされて いる。

出納閉鎖後の戻入未済についてみたところ、現年度の歳入として調定 をしていなかった事例があった。

法令に基づき、戻入未済に係る調定手続を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、調定を行い、収納を確認しました。

また、再発防止のため、適正な事務処理を行うよう所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)

エ 徴収手続を適正に行うべきもの

(ア) こども未来局の事例

「指摘の要旨]

川崎市財産規則(昭和39年川崎市規則第33号)第25条第1項 第2号によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許 可の期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又 は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付 させなければならないとされている。また、第37条によると、第2 5条の規定は、普通財産を貸し付ける場合に準用するとされている。

貸付料の徴収手続についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規則に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 課内会議において所属職員全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)

(イ) 病院局の事例

[指摘の要旨]

川崎市病院局会計規程第97条第1項第2号によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付しなければならないとされている。また、第102条及び第107条によると、第97条の規定は行政財産を貸し付ける場合に準用するとされている。

さらに、光アクセス装置等の設置に関する覚書によると、使用者は、 当年度分の電気料金を3月末までに振込をもって支払うものとすると されている。

貸付料及び使用許可に附帯する光熱水費の徴収手続についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規程等に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、調定一覧表を使用することで徴収手続が遅れることがないようにするとともに、打合せにおいて 所属職員に周知徹底しました。

今後は適正な事務執行に努めます。

(病院局川崎病院事務局庶務課)

オ 督促手続を適正に行うべきもの

「指摘の要旨〕

川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、督促状を発していなかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、債務者へ督促状を送付しました。

また、再発防止のため、督促手続が適正に行えるよう運用を変更する とともに、会議等において関係職員に周知徹底しました。 今後は適正な事務執行に努めます。

(病院局総務部庶務課)

カ 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通 地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほ か、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効 によって消滅するとされている。

また、川崎市債権管理条例第8条第1項第1号によると、市の債権 (時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。) につき 消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされている。

さらに、川崎市病院局会計規程第27条によると、収入の未納金で不納欠損となるものがあるときは、不納欠損の処分に関する調書を作成し、 決裁を受けなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、不納欠損処分の手続を行っていなかった事例があった。

法律等に基づき、不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、不納欠損処分の手続を行いました。

また、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議等において職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(病院局総務部庶務課、川崎病院事務局医事課、井田病院事務局医事課) キ 予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年川崎市規則第10号)第23条第 1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま委託 業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう文書等で関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局イノベーション推進部、こども未来局保育・幼児教育部保育 育対策課、青少年支援室、児童家庭支援・虐待対策室)

ク 補償金の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者制度導入施設等における令和5年度の新型コロナウイルス 感染症及び原油価格・物価高騰への対応について(令和5年11月24 日付け5川総行革第152号。以下「通知」という。)によると、新型 コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、キャンセル料を徴収し ないことによる損失の発生は補償金の増額要素として算定することとさ れている。

川崎市産業振興会館のキャンセル料に係る規定によると、企画展示場におけるキャンセル料は利用日の4月前までの申出で利用料の半額、以降利用日までの申出で利用料の全額とされている。

川崎市産業振興会館における補償金の算定についてみたところ、増額 要素において、補償対象外の設備利用料が計上されていたこと及び4月 前までにキャンセルされた企画展示場のキャンセル料が半額とすべきと ころ全額として計上されていたことにより、補償金の算定が過大となっ ていた事例があった。

通知等に基づき、補償金の算定を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者から、補償金の算定が過大となった 分について返金を受けるとともに、再発防止のため、補償金等の適正な 算定について、課内会議において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局経営支援部経営支援課)

ケ 補助金の算定を適正に行うべきもの

(ア) 経済労働局の事例

「指摘の要旨]

川崎市グローバル展開支援事業補助金公募要領によると、消費税及 び補助対象事業に要する経費として明確に区分できない経費は補助対 象外経費とされている。

川崎市グローバル展開支援事業補助金の算定についてみたところ、 通訳翻訳費に係る消費税を補助対象経費に計上していた事例及び補助 対象経費への該当が不明確な経費を全額補助対象経費に計上していた 事例があった。

要領に基づき、補助金の算定を適正に行われたい。

「措置内容]

指摘事項については、通訳翻訳費に係る消費税を補助対象経費に計 上していた事例について、調定を行い、収納を確認し、補助対象経費 への該当が不明確な経費を全額補助対象経費に計上していた事例につ いて、追加で内訳の分かる資料の提出を受け、返金が生じないことを 確認しました。

また、チェック体制を強化するとともに、再発防止のため、補助金 の適正な算定について、説明会において関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局経営支援部経営支援課)

(イ) こども未来局の事例

「指摘の要旨]

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱(平成31年4月1日付け3 1川こ子幼第11号)別表第1の7によると、幼稚園及び認定こども 園の在園児の健康管理のための尿検査に係る経費の補助について、補 助単価は192円を限度として尿検査を受診した園児数を乗じた額と するとされている。

在園児の尿検査に係る経費の補助についてみたところ、消費税の端 数処理により、補助単価の上限を超えて算定を行っていた。

要綱に基づき、補助金の算定を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、補助単価の上限を超えた差額分の調定を行い、 収納を確認するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよ う所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当)

コ 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

所得税法(昭和40年法律第33号)第183条第1項によると、居

住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。また、所得税基本通達(昭和45年7月1日)によると、国又は地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とするとされている。

所得税の源泉徴収事務についてみたところ、川崎市総合都市交通計画 見直し検討会議の委員報酬について給与等に該当するものの、所得税法 第204条第1項第1号に該当する報酬として源泉徴収を行っていた。

法律等に基づき、所得税の源泉徴収事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、源泉徴収額を修正し、所管税務署に対して追納 を行うとともに、源泉徴収における未徴収額を該当委員から徴収しまし た。

また、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう会議において所属 職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(まちづくり局交通政策室)

サ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300 号)第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委 託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境 省令で定める書面が添付されていることとされている。 産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、契約 書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれず、 かつ、環境省令で定める書面も添付されていなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局南部児童相談所総務課)

シ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

「指摘の要旨】

川崎市委託契約約款及び川崎市病院局委託契約約款によると、受注者は業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。

委託業務についてみたところ、次の事例があった。

再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

(ア) 再委託に係る申請が口頭により行われ、承諾していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 課内会議において関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局経営支援部経営支援課)

(イ) 受注者があらかじめ市の承諾を受けずに業務の一部を再委託して いた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、管理台帳の項目を追加し運用を見直すとともに、適正な事務手続を行うよう課内会議において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(病院局川崎病院事務局医事課)

- ス その他軽易な事項であるが改善を要するもの
- (ア) 領収書受払簿を作成すべきもの

領収書の管理について、領収書受払簿を作成していなかった事例 [措置内容]

指摘事項については、当課では、現金収納を行うことがないことから、制度所管に確認の上で、未使用の領収書を廃棄し、金銭取扱印を返納したため、今後の領収書受払簿の作成は不要となりました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局経営支援部金融課)

(イ) 収納金の払込手続を適正に行うべきもの

現金で収納された寄附金について、手書きの領収書を納人に交付していたものの、払込書ではなく納付書により指定金融機関等に払込みを行い、納人に領収書を重複して交付していた事例

「措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう

所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)

(ウ) 補填金の算定を正確に行うべきもの

原油価格・物価高騰に伴う補填金について、減算すべき数値の記載 誤りにより、正確に算定されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、協定の相手方に、補填金の追加支給は不要である旨、確認するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局青少年支援室)

(エ) 支払期限内に支出すべきもの

対価の支払の時期を書面により明らかにしていない新聞代について、 請求日から15日以内の日に支払っていなかった事例

「措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 課内会議において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局経営支援部経営支援課)

- (オ) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの
 - a 請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号がなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 部内会議において関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局観光・地域活力推進部)

b 請求書の日付等が砂消しゴム又は修正テープで訂正されていた事 例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局観光·地域活力推進部、公営事業部総務課、中央卸売市場 北部市場管理課)

c 請求書の訂正箇所に作成者の認印が押されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

- (カ) 特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの
 - a 一般競争入札により落札者を決定したときの公示をしていなかっ た事例

「措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当)

b 随意契約により相手方を決定したときの公示をしていなかった事

「措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、チェック体制を構築すると ともに、適正な事務手続を行うよう会議において関係職員に周知徹底 しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(病院局経営企画室)

(キ) 請書の確認を適正に行うべきもの

日付の入っていない請書を徴していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(こども未来局保育・子育て推進部宮前区保育・子育て総合支援センタ

- 一、保育·幼児教育部保育第1課、南部児童相談所中部児童相談所)
- (ク) 再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの

再委託に係る申請が書面により行われていたものの、約款に定められた記載事項の一部に不備があった事例

「措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、ダブルチェック等により契約に関係する資料を改めて確認するなど運用を見直すとともに、適正な事務手続を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター)

(ケ) 検査確認を適正に行うべきもの

法律等で定められた期限内に検査確認を行っていなかった事例 「措置内容」

指摘事項については、再発防止のため、委託業務一覧表を作成し確認を行う運用の見直しとともに、適正な事務手続を行うよう打合せに おいて関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(病院局川崎病院事務局庶務課)

(コ) 公有財産の管理に係る手続を適正に行うべきもの

既に除却した工作物について、手続の完了を財政局長に報告してい なかった事例

[措置内容]

指摘事項については、必要な手続を行い、財政局長に報告しました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課、中央卸売市場北部市場管理課)

(サ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産台帳の除却手続を行わずに廃棄していた事例

「措置内容〕

指摘事項については、固定資産台帳の除却手続を行うとともに、再 発防止のため、適正な事務手続を行うよう文書等で関係職員に周知徹 底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(病院局経営企画室、井田病院事務局庶務課)

- (シ) 備品の管理を適正に行うべきもの
 - a 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する備品の不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課、都市農業振興センター農業技術支援センター、こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当、同川崎区保育・子育て総合支援センター、同宮前区保育・子育て総合支援センター、青少年支援室、南部児童相談所総務課、同中部児童相談所、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課、登戸区画整理事務所)

b 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する備品の不存在を確認したため、不用 の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課、こども未来局保育・子育て推進部運営 管理・子育て支援担当)

c 備品整理簿に登載すべき物品を登載していなかった事例

「措置内容]

指摘事項については、該当する備品の受入を行い、備品整理簿への 登載を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう所 属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、こども未来 局保育・幼児教育部保育第1課)

d 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する備品の保管換えの手続を行うととも に、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底 しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当、青少年 支援室、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

e 所属を誤って備品整理簿に登載していた事例

「措置内容〕

指摘事項については、該当する備品の保管換えを行い、備品整理簿を整理するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう所 属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当)

- (ス) 消耗品の管理を適正に行うべきもの
 - a 消耗品について、物品交付請求手続等を行っていなかったことに より、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

「措置内容〕

指摘事項については、物品交付請求手続等を行い、消耗品出納簿と 実際の数量が一致することを確認するとともに、再発防止のため、適 正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、都市農業振興センター農地課、同農業技術支援センター、中央卸売市場北部市場管理課、こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当、同川崎区保育・子育て総合支援センター、保

育・幼児教育部幼児教育担当、青少年支援室、南部児童相談所総務課、 同中部児童相談所、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課)

b 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載して いなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課、都市農業振興センター農業技術支援センター、こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当、南部児童相談所総務課)

c 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する消耗品の保管換え手続を行い、消耗 品出納簿と実際の数量が一致することを確認するとともに、再発防止 のため、適正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(こども未来局保育・子育て推進部多摩区保育・子育て総合支援センター)

(セ) 金銭取扱印の管理を適正に行うべきもの 金銭取扱印の所在が不明となっていた事例

「措置内容]

指摘事項については、金銭取扱印の再交付を受けるとともに、再発 防止のため、適正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底しました。 今後は、適正な事務執行に努めます。 (こども未来局総務部庶務課)

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

(ア)契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ 特記事項を添付すべきもの

「指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準(平成14年9月2日付け14川総シ 企第123号。以下「セキュリティ基準」という。)第2章9(1) イ又は10(1)ウによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場 合又は指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、「個 人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」(以下「特記事 項」という。)を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務又は指定管理業務(以下「委託業務等」 という。)についてみたところ、契約書又は協定書(以下「契約書等」 という。)に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報を取り扱う業務を委託事業者又は指定管理者等(以下「委託事業者等」という。)に実施させるに当たっては、委託事業者等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書等に添付し委託事業者等と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務等においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、個人情報を取り扱う委託業務等に関する事務を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、契約書等に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付する変更契約等を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局青少年支援室、南部児童相談所総務課、まちづくり局拠 点整備推進室、病院局経営企画室)

(イ) 個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきも の

「指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(1)イ又は10(1)ウによると、個人情報を取り扱う委託業務等について、委託事業者等が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、事前に市の書 面による許諾がなされていなかった事例があった。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務等においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課、病院局経営企画室、川崎病 院事務局医事課、井田病院事務局医事課) (ウ)特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づく事務を適正に 行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(1)ウによると、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)を添付することとされている。契約書に添付されていた特記仕様書によると、受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者、並びに発注者の認める範囲において特定個人情報を取り扱う場所を定め、書面により発注者に報告しなければならないとされている。また、発注者は、委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は検査を行うものとするとされている。

特定個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、次の事例があった。

特記仕様書に定められた書面による報告をさせ、監査又は検査をすることで、特定個人情報の安全管理を図られたい。

a 特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者の書面に よる報告がされていなかった事例

「措置内容〕

指摘事項については、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び 作業従事者の書面による報告の提出を受けるとともに、再発防止のた め、適正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、まちづくり局住宅政策部市

営住宅管理課)

b 特定個人情報を取り扱う場所の書面による報告がされていなかっ た事例

[措置内容]

指摘事項については、特定個人情報を取り扱う場所の書面による報告の提出を受けるとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、まちづくり局住宅政策部市 営住宅管理課)

c 委託先に対して、監査又は検査を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、委託先に対して検査を実施し、契約の規定に 基づき必要な措置が適正に講じられていることを確認するとともに、 再発防止のため、適正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底しま した。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)

(エ)機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

「指摘の要旨〕

セキュリティ基準第2章9(1)オ又は10(1)イによると、委託業務等で機密性区分Iの情報を取り扱う場合は、委託事業者等の責任者や作業者から機密保持等に関する誓約書(以下「誓約書」という。)を提出させるとされている。また、セキュリティ基準第2章9(1)ウによると、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、

特記仕様書を添付することとされており、契約書に添付されていた特記仕様書によると、作業責任者及び作業従事者から秘密保持に関する 誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Iの情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、誓約書(特記仕様書を契約書に添付している特定個人情報を取り扱う委託業務については、特定個人情報の取扱いに関する秘密保持の誓約書を含む。)を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及 び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させ るために必要な措置として提出させるものであり、委託事業者等にお ける情報セキュリティレベルの確保を図るために重要な書類である。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務等においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

「措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農業振興課、中央卸売市場北部市場管理課、こども未来局保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当、保育・幼児教育部保育対策課、青少年支援室、児童家庭支援・虐待対策室、南部児童相談所総務課、同中部児童相談所、まちづくり局登戸区画整理事務所、住宅政策部市営住宅管理課)

(オ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(2) オによると、委託事業者に機密性 区分 I 又は II の情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うと されている。

委託事業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する委託業務についてみたところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時や担当者、情報の内容等が分かる記録が書面上残されず、責任の所在が曖昧となり、また、万が一委託事業者が当該情報を紛失した場合に、いつ、誰に貸与した情報を紛失したか等が相互に確認できなくなる。

受渡票等の書類を適正に用いるとともに、セキュリティ基準第12章4(1)に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の貸与に関する事務を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局保育・幼児教育部保育第2課、まちづくり局市街地整備 部防災まちづくり推進課、登戸区画整理事務所、拠点整備推進室、住宅 政策部住宅整備推進課、同市営住宅管理課、病院局井田病院事務局医事 課)

(カ)情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの 「指摘の要旨〕

セキュリティ基準第2章9(2)カ又は10(2)キによると、委

託事業者が受託業務に関し、又は指定管理者等が公の施設の管理に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委託業務等の終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならず、また、複写及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者等が受託業務又は公の施設の管理に関し、保有している機密性区分I又はIIの情報の管理についてみたところ、委託業務等の終了後に、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例があった。

情報が確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認しなければ、 市と委託事業者等の双方で、情報の管理を徹底することができず、情 報の漏えい等の事故につながるおそれがある。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務等においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局産業政策部企画課、同消費者行政センター、経営支援部経営支援課、観光・地域活力推進部、イノベーション推進部、公営事業部総務課、都市農業振興センター農業振興課、中央卸売市場北部市場管理課、こども未来局保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当、保育・幼児教育部保育対策課、同保育第1課、同保育第2課、青少年支援室、

まちづくり局交通政策室、市街地整備部防災まちづくり推進課、登戸区 画整理事務所、拠点整備推進室、住宅政策部住宅整備推進課、同市営住 宅管理課、病院局総務部庶務課)

(キ) USBメモリの利用記録を作成すべきもの

「指摘の要旨]

セキュリティ基準第4章4(1) サによると、機密性、完全性、可用性の区分に関わらず、USBメモリを利用する場合は、利用記録を作成し、貸出返却を確実に行うとされている。

USBメモリの利用記録の作成状況についてみたところ、利用記録が作成されていなかった事例があった。

USBメモリは、紛失等の危険性が高いことから、セキュリティ基準に基づき、USBメモリの利用記録の作成を徹底されたい。

「措置内容]

指摘事項については、USBメモリの利用記録を作成するとともに、 再発防止のため、適正な事務手続を行うよう所属職員に周知徹底しま した。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局産業政策部庶務課、同企画課、経営支援部経営支援課、労働雇用部、公営事業部業務課、都市農業振興センター農業技術支援センター、病院局川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局庶務課)
(ク)情報システムの機器の廃棄を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

セキュリティ基準第7章3(5)イ(ア)によると、情報システム の記憶装置等を処分する場合は、事前に保存されている情報を確実に 消去した上で引き渡し、機密性区分等に応じた方法により、保存され ている情報を確実に消去、判読不能な状態にするとされている。

パーソナルコンピュータの廃棄についてみたところ、保存されている情報を確実に消去、判読不能な状態とせずに委託事業者に引き渡していた事例があった。

引き渡し後に破砕等の処理がなされていることが確認されたものの、 処分するパーソナルコンピュータを引き渡す前に、保存されている情報を消去、判読不能な状態にしなければ、委託事業者から情報が漏洩 する危険性がある。セキュリティ基準に基づき、情報システムの機器 の廃棄を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう 所属職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局南部児童相談所総務課)

- イ 庁用自動車等の管理に関する事務
 - (ア) 安全運転管理者の選任を行うべきもの

[指摘の要旨]

道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項によると、自動車の使用者は、一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として、安全運転管理者の選任を行わなければならないとされている。

庁用自動車の管理状況についてみたところ、一定台数以上の自動車 を使用するにもかかわらず、安全運転管理者の選任を行っていなかっ た事例があった。

道路交通法に基づき、安全運転管理者の選任を適正に行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、安全運転管理者の選任を行うとともに、再発 防止のため、適正な事務手続を行うよう関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局南部児童相談所中部児童相談所)

(イ) 庁用自動車の使用の本拠の位置の申請を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項によると、自動車の新規登録を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、使用の本拠の位置等の事項を記載した申請書等を提出しなければならないとされている。また、同法第12条第1項によると、自動車の所有者は、登録されている使用の本拠の位置等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないとされている。

自動車検査証等をみたところ、次の事例があった。

道路運送車両法に基づき、庁用自動車の使用の本拠の位置の登録に 関する事務を適正に行われたい。

a 庁用自動車の新規登録を受ける際に、使用の本拠の位置の記載を 誤り、申請が適正に行われていなかった事例

「措置内容〕

指摘事項については、自動車検査証変更記録申請書を提出し、庁用 自動車の使用の本拠の位置を修正するとともに、再発防止のため、適 正な事務手続を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(まちづくり局指導部建築管理課)

b 庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、使用の本拠の位置 の変更登録の申請を法令で定められた期限までに行っていなかった 事例

[措置内容]

指摘事項については、庁用自動車の使用の本拠の位置の変更登録を するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう関係職員 に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局南部児童相談所総務課)

(ウ) 庁用自動車の保管場所の位置の申請等を適正に行うべきもの 「指摘の要旨]

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145 号)第4条第1項によると、自動車の登録を受けようとする者は、国 土交通大臣に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に 当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面を提出しなけ ればならないとされている。また、同法第7条第1項によると、自動 車の保有者は、保管場所の位置を変更したときは、変更した日から1 5日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自 動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置等を届け出なけれ ばならないとされている。

庁用自動車の保管状況についてみたところ、次の事例があった。

自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、保管場所の確保 に関する申請又は届出の事務を適正に行われたい。

a 庁用自動車の新規登録を受ける際に、当該自動車を通常保管する 場所と異なる場所を保管場所として申請を行った事例

「措置内容]

指摘事項については、庁用自動車の新規登録を受ける際に、当該自動車を通常保管する場所を保管場所として正しく申請を行っていたことを確認するとともに、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(病院局総務部庶務課)

b 庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法令で定められた期限までに行っていなかった事例 [措置内容]

指摘事項については、保管場所の位置の変更の届出をするとともに、 再発防止のため、適正な事務手続を行うよう関係職員に周知徹底しま した。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局南部児童相談所総務課)